

23 医療環境の充実

(1) 医療機関の役割分担と連携

●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療を東京都が担っている。

1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児科医療を練馬休日急患診療所で毎日準夜間に提供している。

〔初期救急医療施設〕 平成27年度

施設名	診療日数	受診者数
練馬休日急患診療所	366	10,053
練馬区夜間救急こどもクリニック	366	※4,305
石神井休日急患診療所	123	7,113

注：受診者数の※は練馬休日急患診療所の内数

2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には休日診療当番制歯科診療所を区内に2か所開設している。

〔歯科（初期）救急医療施設〕 平成27年度

施設名	診療日数	受診者数
練馬歯科休日急患診療所	71	512
石神井歯科休日急患診療所	72	497
当番制歯科診療所	10	88

※石神井歯科休日急患診療所は、27年度末に運営を終了

3 二次救急医療

東京都は、区内6病院と1診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

〔二次救急医療機関〕

平成27年度

施設名	所在地
順天堂練馬病院	高野台3-1-10
練馬光が丘病院	光が丘2-11-1
練馬総合病院	旭丘1-24-1
浩生会スズキ病院	栄町7-1
大泉生協病院	東大泉6-3-3
田中脳神経外科病院	関町南3-9-23
川満外科	東大泉6-34-46

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

地域の歯科診療所では治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎3階）を設置し歯科診療を提供している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕 平成27年度

区分	診療日数	治療件数
心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療	101	2,709
摂食・えん下リハビリテーション診療	82	256

(2) 病床の確保

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式によって、平成17年7月に順天堂練馬病院が開院した。地域の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、災害時医療、がん医療など
- ・内科、外科、小児科の24時間救急医療
- ・区内医療機関との連携

また、現在、400床ある病床の利用率は97.5%と高いため、平成30年度を目途に増築棟の建設に着手し、増床を行う。

●公益社団法人地域医療振興協会 練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日大練馬光が丘病院を引き継ぎ、平成24年4月に練馬光が丘病院が開院した。地域の中核的な病院として、主につぎの機能を担って

いる。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
- ・高度で専門的および総合的な医療
- ・区内医療機関との連携

また、今後の少子高齢化による医療需要の増大と、さらなる機能の拡充に対応するためには、十分な施設規模を確保することが必要なことから、改築を計画している。

●人材の確保～看護職員フェア

看護体制に応じた診療報酬が設けられたことにより、全国的に慢性的な看護師不足の状況が続いている。

区では、看護師の資格を持ちながら病院等に勤務していない潜在看護師を再就業につなげることで区内病院等の看護師不足を改善することを目的に、看護職員フェアを実施している。27年度は2回実施し、来場者104名のうち15名の就業に結び付いた。

療救護所訓練を実施した。

〔医療救護所設置校〕

医療救護所	所在地
旭丘中学校	旭丘2-40-1
開進第三中学校	桜台3-28-1
貫井中学校	貫井2-14-13
練馬東中学校	春日町2-14-22
光が丘第四中学校	光が丘2-5-1
石神井東中学校	高野台1-8-34
谷原中学校	谷原4-10-5
大泉南小学校	東大泉6-28-1
大泉西中学校	西大泉3-19-27
石神井西中学校	関町南3-10-3

(3) 在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。

(高齢者地域包括ケアシステムの詳細は、91ページの第2章「21高齢者地域包括ケアシステムの確立(4)地域での生活を支援するサービス等を拡充」を参照。)

(4) 災害時医療救護体制の構築

●医療機関の役割分担と連携

区内に災害時の医療救護活動の拠点として10か所の医療救護所を区立小中学校に設置し、傷病者のトリアージ(※)や軽症者への応急処置を行う。一方、重症者等は区内2か所の災害拠点病院や6か所の災害拠点連携医療機関に搬送して治療を受ける。

医療救護所では医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に医療救護活動を行う。

※トリアージ：

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

●医療救護所の変更と訓練

10か所の医療救護所と災害拠点病院、災害拠点連携医療機関の連携を強化するため、27年7月に医療救護所の設置場所を見直し、近接する医療機関とともに医